

役員報酬に関する規程

特定非営利活動法人北海道NPOファンド

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道NPOファンド（以下「この法人」という。）定款第13条に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人の役員は、定款第9条第1項に定める理事および監事とする。

(報酬)

第3条 この法人の役員は、無報酬とする。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(改廃)

第4条 この規程の変更および改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、2016年2月23日から施行する。

附則

この規程は、2016年11月29日より改訂、施行する。